

令和 5 年

第 3 回 広陵町議会定例会議案

令和 5 年 9 月 6 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

- 報告第13号 令和4年度広陵町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について [1 頁]
- 報告第14号 令和4年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告について [5 頁]
- 議案第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて [7 頁]
- 議案第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて [9 頁]
- 議案第61号 広陵町監査委員の選任につき同意を求めることについて [11 頁]
- 議案第62号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて [13 頁]
- 議案第63号 広陵町印鑑条例の一部を改正することについて [15 頁]
- 議案第64号 令和5年度広陵町一般会計補正予算（第3号） [19 頁]
- 議案第65号 令和5年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） [45 頁]
- 議案第66号 令和5年度広陵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） [57 頁]
- 議案第67号 令和5年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号） [75 頁]

[議案第68号から議案第75号までは、別冊令和4年度決算書]

- 議案第68号 令和4年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和4年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第70号 令和4年度広陵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第71号 令和4年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第72号 令和4年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第73号 令和4年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第74号 令和4年度広陵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第75号 令和4年度広陵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第76号 公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する協定について

報 告 第 1 3 号

令和 4 年度 広陵町 財政健全化判断比率及び資金
不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 4 年度 広陵町 財政健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 5 年 9 月 6 日 報告

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町財政健全化判断比率（令和4年度）

（％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
広陵町の数値	—	—	7.2	24.8
法に定める 早期健全化基準	13.70	18.70	25.0	350.0

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも黒字で健全であるため「—」表記としています。

〔参考〕

○早期健全化団体・財政再生団体の基準

（％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化団体	11.25～15.0	16.25～20.0	25.0	350.0
財政再生団体	20.0	30.0	35.0	

「早期健全化団体」になると

財政健全化計画の策定と外部監査を求めなければならない。また、総務大臣による必要な勧告を受けることとなる。

「財政再生団体」になると

財政再生計画の策定と外部監査、総務大臣の勧告に加え、起債発行の制限や収支不足額を振り替えるための再生振替特例債が許可される。

広陵町資金不足比率（令和4年度）

(%)

会計の名称	資金不足比率	法に定める 経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率は、いずれも資金不足がないため「—」表記としています。

報 告 第 1 4 号

令和4年度広陵町土地開発公社の経営状況の
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第
2項の規定により、広陵町土地開発公社の決算を別紙のと
おり報告する。

令和5年9月6日報告

広陵町長 山 村 吉 由

議案第62号

教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月6日提出

広陵町長 山村吉由

住 所 奈良県奈良市学園南1丁目 XXXXXXXXXX

氏 名 おかの 岡野 さとこ 聡子

生年月日 昭和54年3月28日

任 期 4年

令和5年10月1日から令和9年9月30日まで

議 案 第 6 3 号

広陵町印鑑条例の一部を改正することについて

広陵町印鑑条例（平成4年6月広陵町条例第5号）の一部
を別紙のとおり改正する。

令和5年9月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町印鑑条例の一部を改正する条例

広陵町印鑑条例（平成４年６月広陵町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１４条の２中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「当該カード」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 6 4 号

令和 5 年度 広陵町 一般会計 補正 予算 (第 3 号)

令和 5 年度 広陵町 一般会計 補正 予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 514,429 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,340,200 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 6 日 提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
10 地方交付税		千円 3,150,000	千円 62,780	千円 3,212,780
	1 地方交付税	3,150,000	62,780	3,212,780
15 県支出金		1,097,755	100	1,097,855
	2 県補助金	495,899	100	495,999
18 繰入金		466,337	△212,493	253,844
	1 基金繰入金	466,337	△229,731	236,606
	2 特別会計繰入金	0	17,238	17,238
19 諸収入		96,406	86,087	182,493
	3 受託事業収入	9,075	9,800	18,875
	5 雑入	81,031	76,287	157,318
20 町債		1,102,800	2,000	1,104,800
	1 町債	1,102,800	2,000	1,104,800
21 繰越金		0	575,955	575,955
	1 繰越金	0	575,955	575,955
歳 入 合 計		13,825,771	514,429	14,340,200

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,468,630	千円 482,771	千円 1,951,401
	1 総務管理費	1,219,421	482,771	1,702,192
3 民生費		5,363,721	9,579	5,373,300
	1 社会福祉費	2,991,961	9,229	3,001,190
	2 児童福祉費	2,371,760	350	2,372,110
4 衛生費		1,951,361	200	1,951,561
	1 保健衛生費	573,501	200	573,701
7 消防費		475,747	21,879	497,626
	1 消防費	475,747	21,879	497,626
歳 出 合 計		13,825,771	514,429	14,340,200

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業	金額
			千円
6 土木費	3 河川費	平成緊急内水対策事業	285,000

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防火水槽設置事業負担金	千円 21,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還し、又は低利に借り換えすることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 92,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還し、又は低利に借り換えすることができる。	千円 72,300	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還し、又は低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
10 地方交付税	3,150,000	62,780	3,212,780
15 県支出金	1,097,755	100	1,097,855
18 繰入金	466,337	△212,493	253,844
19 諸収入	96,406	86,087	182,493
20 町債	1,102,800	2,000	1,104,800
21 繰越金	0	575,955	575,955
歳 入 合 計	13,825,771	514,429	14,340,200

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,468,630	482,771	1,951,401
3 民生費	5,363,721	9,579	5,373,300
4 衛生費	1,951,361	200	1,951,561
7 消防費	475,747	21,879	497,626
歳 出 合 計	13,825,771	514,429	14,340,200

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 571	千円 482,200
		9,229	350
100			100
	21,800		79
100	21,800	9,800	482,729

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 地方交付税	千円 3,150,000	千円 62,780	千円 3,212,780
計	3,150,000	62,780	3,212,780

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	7,611	100	7,711
計	495,899	100	495,999

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	372,329	△229,731	142,598
計	466,337	△229,731	236,606

(款) 18 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

1 介護保険特別会計繰入金	0	17,238	17,238
計	0	17,238	17,238

(款) 19 諸収入

(項) 3 受託事業収入

2 民生費受託事業収入	0	9,800	9,800
-------------	---	-------	-------

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 62,780	普通交付税	千円 62,780

1 保健衛生費補助金	100	奈良県がんとの共生に向けたアピアランスケア 支援事業補助金	100

1 財政調整基金繰入金	△229,731	財政調整基金繰入金	△229,731

1 介護保険特別会計繰入金	17,238	介護保険特別会計繰入金	17,238

2 社会福祉費受託事業収入	9,800	後期高齢者医療受託事業収入	9,800
---------------	-------	---------------	-------

10款 地方交付税 15款 県支出金 18款 繰入金 19款 諸収入

(款) 19 諸収入

(項) 3 受託事業収入

目	補正前の予算額	補正予算額	計
計	千円 9,075	千円 9,800	千円 18,875

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

2 雑入	79,809	76,287	156,096
計	81,031	76,287	157,318

(款) 20 町債

(項) 1 町債

1 臨時財政対策債	92,100	△19,800	72,300
7 消防債	24,200	21,800	46,000
計	1,102,800	2,000	1,104,800

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	0	575,955	575,955
計	0	575,955	575,955

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

1 雑入	76,287	後期療養給付費負担金返還金	33,424
		既存建築物省エネ化推進事業補助金	42,863

1 臨時財政対策債	△19,800	臨時財政対策債	△19,800
2 消防施設債	21,800	防火水槽設置事業負担金債	21,800

1 繰越金	575,955	令和4年度歳計剰余金	575,955

19款 諸収入 20款 町債 21款 繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 937,169	千円 571	千円 937,740	千円	千円	千円 571	千円 0
2 財産管理費	128,588	482,200	610,788				482,200
計	1,219,421	482,771	1,702,192			571	482,200

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

8 後期高齢者 医療費	446,726	9,229	455,955			9,229	0
----------------	---------	-------	---------	--	--	-------	---

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 571	01 給与費	千円 571
16 退職手当	571	3 職員手当等 ・退職手当	571 571
24 積立金	482,200	02 基金関係費	482,200
1 財政調整基金積立金	282,200	24 積立金	482,200
6 減債基金積立金	200,000	・財政調整基金積立金	282,200
		・減債基金積立金	200,000

2 給料	3,354	01 後期高齢者医療費	3,038
2 一般職給	3,354	7 報償費	1,000
3 職員手当等	1,800	・医師等謝礼	1,000
2 地域手当	202	8 旅費	10
3 期末手当	707	・普通旅費	10
4 勤勉手当	590	10 需用費	250
6 時間外勤務手当	250	・消耗品費	200
7 通勤手当	51	・印刷製本費	50
4 共済費	1,037	11 役務費	40
1 共済組合負担金	1,037	・通信運搬費	40
7 報償費	1,000	郵便代	40
		12 委託料	2,500
		・講師派遣委託料	2,500
		17 備品購入費	200
		・管理備品	200
		27 繰出金	△962
		・後期高齢者医療特別会計繰出金	△962
		02 給与費	6,191
		2 給料	3,354
		・一般職給	3,354
		3 職員手当等	1,800
		・地域手当	202

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,991,961	9,229	3,001,190			9,229	0

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	1,252,278	350	1,252,628				350
---------	-----------	-----	-----------	--	--	--	-----

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
4 医師等謝礼	1,000	千円		千円
8 旅費	10		・ 期末手当	707
1 普通旅費	10		・ 勤勉手当	590
			・ 時間外勤務手当	250
			・ 通勤手当	51
10 需用費	250		4 共済費	1,037
1 消耗品費	200		・ 共済組合負担金	1,037
4 印刷製本費	50			
11 役務費	40			
1 通信運搬費	40			
12 委託料	2,500			
16 講師派遣委託料	2,500			
17 備品購入費	200			
2 管理備品	200			
27 繰出金	△962			
3 後期高齢者医療特別会計繰出金	△962			

10 需用費	50	01 児童措置費	350
1 消耗品費	50	10 需用費	50
		・ 消耗品費	50
		17 備品購入費	300

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	2,371,760	350	2,372,110				350

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	319,561	200	319,761	100			100
計	573,501	200	573,701	100			100

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

3 消防施設費	20,521	21,879	42,400		21,800		79
計	475,747	21,879	497,626		21,800		79

節・細節		金額	説明	金額
区分				
17 備品購入費		千円 300	・管理備品	千円 300
2 管理備品		300		

18 負担金、補助及び交付金		200	02 一般経費（けんこう推進課）	200
			18 負担金、補助及び交付金	200
			・助成金	200
11 助成金		200	アピアランスケア支援事業助成金	200

18 負担金、補助及び交付金		21,879	01 消防施設費	21,879
			18 負担金、補助及び交付金	21,879
			・その他負担金	21,879
3 その他負担金		21,879	防火水槽設置事業負担金	21,879

3 款 民生費 4 款 衛生費 7 款 消防費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	4,940	49,030	
	議 員	14	50,112		19,294		69,406	15,347	84,753	
	その他	728	28,979			4,248	33,227		33,227	
	計	745	79,091	25,176	28,984	13,472	146,723	20,287	167,010	
補正前	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	4,940	49,030	
	議 員	14	50,112		19,294		69,406	15,347	84,753	
	その他	728	28,979			4,248	33,227		33,227	
	計	745	79,091	25,176	28,984	13,472	146,723	20,287	167,010	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他									
	計									

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	539	378,361	888,429	701,097	1,967,887	319,309	2,287,196	
補 正 前	538	378,361	885,075	698,726	1,962,162	318,272	2,280,434	
比 較	1		3,354	2,371	5,725	1,037	6,762	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	18,444	56,695	243,104	146,305	31,920
	補正前	18,444	56,493	242,397	145,715	31,920
	比 較			202	707	590
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補正後	22,358	13,717	36	168,518	
	補正前	22,108	13,666	36	167,947	
	比 較	250	51		571	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	257		846,272	628,453	1,474,725	254,311	1,729,036	
補 正 前	256		842,918	626,082	1,469,000	253,274	1,722,274	
比 較	1		3,354	2,371	5,725	1,037	6,762	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,444	54,163	182,576	146,305	31,920
	補 正 前	18,444	53,961	181,869	145,715	31,920
	比 較		202	707	590	
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	21,050	12,888	36	161,071	
	補 正 前	20,800	12,837	36	160,500	
	比 較	250	51		571	

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	282	378,361	42,157	72,644	493,162	64,998	558,160	
補 正 前	282	378,361	42,157	72,644	493,162	64,998	558,160	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		2,532	60,528		
	補 正 前		2,532	60,528		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,308	829		7,447	
	補 正 前	1,308	829		7,447	
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
給 料	3,354	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	3,354	後期高齢者医療特別会計からの組み換えによる増	
職員手当	2,371	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,371	後期高齢者医療特別会計からの組み換えによる増	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和5年8月1日現在	平均給料月額(円)	293,562	223,200	—
	平均給与月額(円)	342,552	239,692	—
	平均年齢(歳)	40	60	—
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	293,633	223,200	—
	平均給与月額(円)	342,751	239,692	—
	平均年齢(歳)	40	60	—

イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	154,600	154,600
短 学 卒	167,100	167,100
大 学 卒	185,200	185,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和5年8月1日現在	職員数(人)	6	29	26	40	58	55	34	248
	構成比(%)	2.4	11.7	10.5	16.1	23.4	22.2	13.7	100
令和5年1月1日現在	職員数(人)	6	29	26	40	57	55	34	247
	構成比(%)	2.4	11.7	10.5	16.2	23.1	22.3	13.8	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和5年8月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和5年1月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和5年8月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和5年1月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	257	255	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	197	197		
	号給数別内訳	1号給 (人)	2	2	
		2号給 (人)	4	4	
		3号給 (人)	29	29	
		4号給 (人)	162	162	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	76.7	77.3			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	256	254	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	196	196		
	号給数別内訳	1号給 (人)	2	2	
		2号給 (人)	4	4	
		3号給 (人)	29	29	
		4号給 (人)	161	161	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	76.6	77.2			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.2	2.2	4.4	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.2	4.4	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支 給 対 象 職 員 数 (人)	256	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率 (%) (令和5年8月1日現在)	1.167	1.167	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議 案 第 6 5 号

令和5年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

令和5年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,565,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 県支出金		千円 2,589,564	千円 2,662	千円 2,592,226
	1 県補助金	2,589,564	2,662	2,592,226
歳 入 合 計		3,562,600	2,662	3,565,262

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費		千円 16,350	千円 2,662	千円 19,012
	1 総務管理費	16,110	2,662	18,772
歳 出 合 計		3,562,600	2,662	3,565,262

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 県支出金	2,589,564	2,662	2,592,226
歳 入 合 計	3,562,600	2,662	3,565,262

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 16,350	千円 2,662	千円 19,012
歳 出 合 計	3,562,600	2,662	3,565,262

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 2,662	千円	千円	千円
2,662			

2 歳 入

(款) 2 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 保険給付費等交付金	千円 2,589,564	千円 2,662	千円 2,592,226
計	2,589,564	2,662	2,592,226

節		説	明
区 分	金 額		
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	千円 2,662	特別調整交付金	千円 2,662

2 款 県支出金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 10,739	千円 2,662	千円 13,401	千円 2,662	千円	千円	千円 0
計	16,110	2,662	18,772	2,662			0

節・細節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 2,662	01 一般管理費	千円 2,662
13 電算委託料	2,662	12 委託料 ・電算委託料 産前産後期間減免措置に伴うシステム改修	2,662 2,662 2,662

1 款 総務費

議 案 第 6 6 号

令和5年度広陵町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）

令和5年度広陵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10,762千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ544,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金		千円 111,538	千円 △962	千円 110,576
	1 他会計繰入金	111,538	△962	110,576
4 諸収入		34,782	△9,800	24,982
	3 雑入	34,052	△9,800	24,252
歳入合計		555,100	△10,762	544,338

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 保健事業費		千円 36,425	千円 △10,762	千円 25,663
	1 健康保持増進事業費	36,425	△10,762	25,663
歳 出 合 計		555,100	△10,762	544,338

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
3 繰入金	111,538	△962	110,576
4 諸収入	34,782	△9,800	24,982
歳 入 合 計	555,100	△10,762	544,338

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 保健事業費	千円 36,425	千円 △10,762	千円 25,663
歳 出 合 計	555,100	△10,762	544,338

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
		△9,800	△962
		△9,800	△962

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 一般会計繰入金	千円 111,538	千円 △962	千円 110,576
計	111,538	△962	110,576

(款) 4 諸収入

(項) 3 雑入

3 雑入	34,032	△9,800	24,232
計	34,052	△9,800	24,252

節		説	明
区 分	金 額		
1 事務費繰入金	千円 △962	事務費繰入金	千円 △962

3 保健事業一体化実施委託金	△9,800	保健事業一体化実施委託金	△9,800

3款 繰入金 4款 諸収入

3 歳 出

(款) 3 保健事業費

(項) 1 健康保持増進事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保健事業一 体化実施費	千円 10,762	千円 △10,762	千円 0	千円	千円	千円 △9,800	千円 △962

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 △3,354	01 給与費	千円 △6,762
2 一般職給	△3,354	2 給料	△3,354
		・一般職給	△3,354
3 職員手当等	△2,371	3 職員手当等	△2,371
2 地域手当	△202	・地域手当	△202
3 期末手当	△707	・期末手当	△707
4 勤勉手当	△590	・勤勉手当	△590
6 時間外勤務手当	△250	・時間外勤務手当	△250
7 通勤手当	△51	・通勤手当	△51
16 退職手当	△571	・退職手当	△571
4 共済費	△1,037	4 共済費	△1,037
1 共済組合負担金	△1,037	・共済組合負担金	△1,037
8 旅費	△10	02 保健事業一体化実施費	△4,000
1 普通旅費	△10	8 旅費	△10
10 需用費	△250	・普通旅費	△10
1 消耗品費	△200	10 需用費	△250
4 印刷製本費	△50	・消耗品費	△200
11 役務費	△40	・印刷製本費	△50
1 通信運搬費	△40	11 役務費	△40
12 委託料	△3,500	・通信運搬費	△40
16 講師派遣委託料	△3,500	12 委託料	△3,500
		・講師派遣委託料	△3,500
		17 備品購入費	△200
		・管理備品	△200

3 款 保健事業費

(款) 3 保健事業費

(項) 1 健康保持増進事業費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	36,425	△10,762	25,663			△9,800	△962

節・細節		説明
区分	金額	
17 備品購入費	千円 △200	
2 管理備品	△200	

3 款 保健事業費

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後								
補 正 前	1		3,354	2,371	5,725	1,037	6,762	
比 較	△ 1		△ 3,354	△ 2,371	△ 5,725	△ 1,037	△ 6,762	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後					
	補 正 前		202	707	590	
	比 較		△ 202	△ 707	△ 590	
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後					
	補 正 前	250	51		571	
	比 較	△ 250	△ 51		△ 571	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	△ 3,354	制度改正に伴う増減分			
		普通昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 3,354	一般会計への組み換えによる減	
職員手当	△ 2,371	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 2,371	一般会計への組み換えによる減	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一 般 事 務 ・ 技 術 職
令和5年8月1日現在	平均給料月額 (円)	
	平均給与月額 (円)	
	平均年齢 (歳)	
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	277,900
	平均給与月額 (円)	298,774
	平均年齢 (歳)	37

イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	154,600	154,600
短 学 卒	167,100	167,100
大 学 卒	185,200	185,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和5年8月1日現在	職員数 (人)								
	構成比 (%)								
令和5年1月1日現在	職員数 (人)					1			1
	構成比 (%)					100			100

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)			
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)					
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	1	1	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1	1	1	
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	1	1	1
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	100	100	100		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.2	2.2	4.4	有	
補 正 前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.2	4.4	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加 算措置等	備考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	一般職員（全職員）
支給対象地域	町内全域
支給率（％）	6
支給対象職員数（人）	—
国の指定基準に基づく支給率（％）	6

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種
		一般職員（全職員）
給料総額に対する比率（％）	—	—
支給対象職員の比率（％） （令和5年8月1日現在）	—	—
代表的な特殊勤務手当の名称		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議 案 第 6 7 号

令和5年度広陵町介護保険特別会計補正予算 (第1号)

令和5年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ86,189千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,843,989千円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ690千円を追加し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,169千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 県支出金		千円 408,765	千円 6,282	千円 415,047
	1 県負担金	392,423	6,282	398,705
8 繰越金		336	79,907	80,243
	1 繰越金	336	79,907	80,243
歳入合計		2,757,800	86,189	2,843,989

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 諸支出金		千円 941	千円 50,155	千円 51,096
	1 償還金及び還付加算金	941	33,607	34,548
	2 繰出金	0	16,548	16,548
7 基金積立金		0	36,034	36,034
	1 基金積立金	0	36,034	36,034
歳 出 合 計		2,757,800	86,189	2,843,989

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 繰越金		千円 0	千円 690	千円 690
	1 繰越金	0	690	690
歳入合計		18,479	690	19,169

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 諸支出金		千円 0	千円 690	千円 690
	1 繰出金	0	690	690
歳 出 合 計		18,479	690	19,169

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 県支出金	千円 408,765	千円 6,282	千円 415,047
8 繰越金	336	79,907	80,243
歳 入 合 計	2,757,800	86,189	2,843,989

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 諸支出金	千円 941	千円 50,155	千円 51,096
7 基金積立金	0	36,034	36,034
歳 出 合 計	2,757,800	86,189	2,843,989

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			50,155
			36,034
			86,189

2 歳 入

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 介護給付費負担金	千円 392,423	千円 6,282	千円 398,705
計	392,423	6,282	398,705

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	336	79,907	80,243
計	336	79,907	80,243

節		説	明
区 分	金 額		
2 過年度分介護給付費負担金	千円 6,282	過年度分介護給付費負担金	千円 6,282

1 繰越金	79,907	令和4年度歳計剰余金	79,907

5款 県支出金 8款 繰越金

3 歳 出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 第1号被保 険者保険料 還付金	千円 941	千円 926	千円 1,867	千円	千円	千円	千円 926
2 償還金	0	32,681	32,681				32,681
計	941	33,607	34,548				33,607

(款) 5 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 他会計繰出 金	0	16,548	16,548				16,548
計	0	16,548	16,548				16,548

(款) 7 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費 準備基金積 立金	0	36,034	36,034				36,034
計	0	36,034	36,034				36,034

節・細節		金額	説明	金額
区分	金額			
22 償還金、利子及び割引料	千円 926	01 第1号被保険者保険料還付金	千円 926	
		22 償還金、利子及び割引料 ・ 保険料還付金	926 926	
9 保険料還付金	926			
22 償還金、利子及び割引料	32,681	01 償還金	32,681	
		22 償還金、利子及び割引料 ・ 償還金、利子及び割引料	32,681 32,681	
1 償還金、利子及び割引料	32,681			

27 繰出金	16,548	01 他会計繰出金	16,548	
		27 繰出金	16,548	
1 一般会計繰出金	16,548	・ 一般会計繰出金	16,548	

24 積立金	36,034	01 基金積立金	36,034	
		24 積立金	36,034	
12 積立金	36,034	・ 積立金	36,034	

5款 諸支出金 7款 基金積立金

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 繰越金	千円 0	千円 690	千円 690
歳 入 合 計	18,479	690	19,169

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 諸支出金	千円 0	千円 690	千円 690
歳 出 合 計	18,479	690	19,169

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			690
			690

2 歳 入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 0	千円 690	千円 690
計	0	690	690

節		説	明
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 690	令和4年度歳計剰余金	千円 690

2 款 繰越金

3 歳 出

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 他会計繰出 金	千円 0	千円 690	千円 690	千円	千円	千円	千円 690
計	0	690	690				690

節・細節		説	明
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 690	01 他会計繰出金	千円 690
1 一般会計繰出金	690	27 繰出金 ・一般会計繰出金	690 690

2 款 諸支出金

議 案 第 7 6 号

公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営
に関する協定について

公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関し、下記相手方と別紙のとおり協定を締結することについて、議会の議決を求める。

令和5年9月6日提出

広陵町長 山村 吉 由

記

協定の相手方

奈良県北葛城郡広陵町大字百濟字湊口1779番地3

社会福祉法人 広陵福祉会

理事長 畠山 惠俊

公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する協定書

広陵町（以下「甲」という。）と社会福祉法人広陵福社会（以下「乙」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第1項の規定により、甲が公私連携幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の整備及び運営を行う法人を指定するに当たり、同条第2項の規定に基づき次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、広陵町内に認定こども園を整備し、甲乙の協力のもと、保護者をはじめ地域に開かれた魅力ある認定こども園の運営に取り組むため、認定こども園法に定めるもののほか、必要な事項について取り決めることを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 乙は、本協定に基づき事業を実施するに当たり、認定こども園法、奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月奈良県条例第25号）、広陵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第5号。以下「町条例」という。）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）その他関係法令（以下「法令等」という。）及び本協定を遵守し、整備及び運営を行うものとする。

（名称及び所在地）

第3条 本協定の目的となる認定こども園（以下「本園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ときわ広陵こども園
- (2) 所在地 奈良県北葛城郡広陵町大字古寺144番地1

（開園日）

第4条 本園の開園日は、令和8年4月1日とする。

（運営主体）

第5条 本園の運営主体は、乙とする。

（実施する事業）

第6条 乙が本園で実施する事業（以下「本事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本園の整備及び管理業務
- (2) 認定こども園法第9条に規定する教育及び保育業務
- (3) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業
- (4) 延長保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する延長保育事業

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

(6) その他、甲乙協議の上実施する事業

2 乙は、本事業を遂行するため必要なときは、事業の一部を委託することができるものとする。

（三者協議会）

第7条 乙は、本園の整備及び運営について協議するため、保護者、甲及び乙の三者で組織する三者協議会を設置するものとする。

2 三者協議会の構成員の選定方法及び協議内容については、甲乙協議の上決定し、乙が規程等を設けて実施するものとする。

第2章 教育及び保育等に関する基本的事項

（基本事項）

第8条 乙は、本園の運営に当たっては、乙の基本理念を根本としつつ、就学前教育の充実に向けて、次に掲げる内容を実施し、広陵町らしい教育及び保育等の提供に努めるものとする。

(1) 児童が自立心や好奇心を育むことができる運営を実施すること。また、発達過程に考慮した教育及び保育等を実施し、保護者にとって児童の成長が感じ取れる運営を目指すこと。

(2) これまでの経験を活かした教育及び保育等の提供に努めること。

(3) 児童及び保護者の文化的又は宗教的多様性に配慮すること。

(4) 食育の推進やアレルギー対策等、衛生・健康に配慮した運営を実施すること。

(5) 地域住民と良好な関係を保ち、行事等の相互協力を行うなど地域との交流に努めること。

(6) 安定的かつ継続的な運営を図るため、常に教育及び保育等の内容の向上に努めること。

(7) 支援の必要な児童に配慮した教育及び保育等の提供に努めること。

(8) 第6条第1項第3号に規定する子育て支援事業の充実に努めること。

（登降園の安全確保）

第9条 乙は、児童の登降園時の安全確保及び違法駐車等防止のために必要な対策を講じるとともに、児童及び保護者に対しての交通安全教育に努めるものとする。

（職員配置）

第10条 乙は、本園を運営するに当たり、法令等の規定による職員を配置するものとする。

2 施設型給付費として加算額の対象となる人員を配置するときは、乙は、甲と事前に調整を行うものとする。

3 乙は、乙が実施する事業に必要な人員を配置するものとする。

4 乙は、前3項に掲げるほか、必要に応じて人員を配置するものとする。

5 乙は、職員の資質向上を図るため、必要な研修を行うとともに、甲が行う研修会等に積極的に参加し、相互理解を深めるよう努めるものとする。

(利用児童)

第11条 本園を利用する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第2号又は第3号に該当するものは、「広陵町保育所等入所判定委員会」において利用判定を行い、甲が決定するものとする。

2 本園を利用する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第1号に該当するものは、乙が利用を決定するものとし、決定方法については、甲乙協議の上、乙が別に定めるものとする。ただし、利用希望者が定員を超える場合は、原則、広陵東小学校区内の居住者の利用を優先するものとする。

3 乙は、児童の障がいその他支援が必要な状態を理由に利用を拒否してはならない。なお、施設の設定等やむを得ない理由により児童の利用が困難と思慮される場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(給食)

第12条 本園において乙が実施する給食は、次のとおりとする。

(1) 原則全児童に提供することとし、調理は本園内で行うこと。

(2) 必要な栄養量を含む給食を、安心・安全に提供すること。

(3) 離乳食、アレルギー児に対する給食等、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。なお、食物アレルギー対応については、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取扱いを行うこと。

(4) 給食の提供に必要な設備、備品等については、乙において整備すること。

(5) 地産地消の取組や安心・安全な食材を確保し、児童や保護者に対し、給食に関する情報の提供を行うこと。

(6) 「広陵町食育推進計画」を参考として、児童の年齢や成長に応じた食育を推進すること。

(運営経費等)

第13条 甲は、施設型給付費として、子ども・子育て支援法第27条第3項に基づき算出した額を乙に支払うものとする。

2 一時預かり事業や延長保育事業等の保育事業の実施に対しては、甲が定める補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。なお、利用者負担額は、乙が利用者から徴収するものとする。

3 乙は、教育及び保育等の質の向上のために必要な経費及び行事費等、保護者が負担する費用の徴収に関しては、あらかじめ保護者に対し町条例第5条第1項に規定する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、その同意を得るものとする。

4 前項の保護者負担については、事前に三者協議会で協議し、保護者及び甲の同意を得るものとする。なお、開園前から使用している制服、制帽、体操服その他物品等については、開園後も引き続き使用できるものとする。

(安全・危機管理体制の整備)

第14条 乙は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備するものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 乙は、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守するとともに、乙が定める規程等に基づき適切な管理を行わなければならない。

2 乙の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 乙は、前項に定める守秘義務を厳守させるため、乙の職員に対する研修を実施するなど適切な指導を行わなければならない。

(苦情解決)

第16条 乙は、社会福祉法第82条及び社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（厚生省関係部局長通知平成12年6月7日）等関係法令に基づき、苦情解決処理の仕組みを整備するものとする。

(関係機関との協力)

第17条 乙は、本事業の実施に当たり町内の就学前施設・小学校との連絡体制を構築し、情報共有を密に行うなど、関係機関と協働して児童に対し支援を実施するよう努めるものとする。

2 乙は、支援を必要とする児童・保護者への対応について、甲やその他関係機関と協力して支援を行うものとする。

3 乙は、甲が行う幼児教育・保育行政等に関する調査や行事等に協力するものとする。

(報告)

第18条 乙は、町条例第34条第2項第1号に規定する計画を甲に提出するものとする。

2 乙は、毎会計年度終了後、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）の規定により作成した書類を甲に提出するものとする。

第3章 必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

(設備の貸付け及び譲渡)

第19条 本園の整備に当たり必要となる土地及び設備については、認定こども園法第34条第4項並びに財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月広陵町条例第7号）第4条及び第6条の規定を適用し、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 本園を整備する土地については、甲が所有し、乙と協議の上、本園の整備及び運営に必要な面積を設定した後、本協定期間中、乙に貸し付けることとし、甲乙間で土地賃貸借契約を締結するものとする。

(2) 貸し付ける土地の賃料は、有料とする。ただし、令和18年3月31日までは賃料を全額免除し、免除期間終了後の減免の取扱いについては、土地賃貸借契約で定めるものとする。

- (3) 広陵東小学校附属幼稚園及び広陵南保育園において現に使用している備品その他設備のうち、甲乙協議の上合意したものについては、開園時に甲から乙に譲与するものとする。
- 2 乙は、本協定が終了したときは、土地を乙の負担と責任において原状に回復した上、甲に返還しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

第4章 整備と移行準備

(円滑な移行準備)

第20条 甲及び乙は、本園の整備及び開園準備に当たっては、甲乙間で十分な協議を行い、円滑な事業実施を目指すものとする。

- 2 乙は、支障なく開園するため、人材の確保及び運営資金等の必要な準備を整えなければならない。

(園舎等の整備)

第21条 土地の造成並びにこれに関して必要となる許認可及び届出その他必要な申請及び手続については、甲乙協議の上、乙が負担し実施するものとする。

- 2 既存建物の解体については、甲乙により実施方法を協議し、乙の負担により実施するものとする。ただし、解体に要した費用については、甲が定める補助金交付要綱に基づき、甲は補助金を交付するものとする。
- 3 園舎、屋外施設、外構その他本園の運営に必要な施設等の整備並びに施設整備に関して必要となる許認可及び届出その他必要な申請及び手続については、甲乙協議の上、乙が負担し実施するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、本園の整備に関し必要な事項が生じたときは、甲乙協議の上、実施方法を決定する。
- 5 乙は、園舎及び園庭の整備に当たっては、児童が165人以上入所できる面積を確保するものとする。
- 6 乙は、児童の遊びや生活におけるリスクに配慮した施設を目指すとともに、奈良県の木材資源を活用する等、木のぬくもりを感じられる施設とするよう努めなければならない。
- 7 乙は、甲の協力を得て本園の整備に当たり、近隣への日照、騒音、交通対策等の環境面に配慮するとともに、苦情等に対しても甲の協力を得て誠意を持って対応するものとする。
- 8 乙は、必要に応じて工事等に関する説明会を開催し、地域住民からの理解を得るものとする。

(整備補助金等)

第22条 甲は、乙が本園の整備を行うに当たり、国が定める各種交付金に関する要綱並びに甲が定める各種事業に関する補助金交付要綱に基づき、採択を受けた事業に対し補助を行うものとする。

(説明会への出席)

第23条 甲又は乙は、甲又は乙が開催する保護者説明会及び工事説明会等への出席の要請があれば、対応できる者を出席させるよう協力するものとする。

2 甲又は乙は、保護者や地域等から説明会開催の要望があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

(継続性の配慮)

第24条 乙は、在園中に運営及び職員が変わることによる在園児への影響が最小限となるよう、広陵東小学校附属幼稚園及び広陵南保育園の教育課程及び指導計画との継続性に十分な配慮を行うものとする。

(引継ぎ要員)

第25条 乙は、教育及び保育等の内容及び管理運営業務の円滑な引継ぎのため、園長予定者、保育教諭等、移行前に引継ぎを受ける職員(以下「引継ぎ要員」という。)を確保し、各幼稚園の行事や運営、教育及び保育等に参画する等し、引継ぎを受けるものとする。詳細な引継ぎ方法については、甲乙間で協議するものとする。

2 引継ぎ要員は、本園に勤務し、職務に従事するよう努めるものとする。

3 引継ぎ要員を確保する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間のうち、甲と協議して定めることとし、引継ぎ要員の確保に係る経費及び人件費等の経費は、乙が負担するものとする。ただし、引継ぎ要員が第1項の目的のため広陵東小学校附属幼稚園又は広陵南保育園の職務に従事する場合の費用については、甲乙協議の上、負担方法を決定するものとする。

第5章 協定の期間等

(協定の期間)

第26条 本協定の期間は、協定締結の日から令和29年3月31日までとする。協定期間満了後については、乙により適切な運営が行われたと甲が認める場合は、甲乙間で協議した上で、協定を新たに締結するものとする。

(変更及び解除)

第27条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、甲乙協議の上、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 乙は、本事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の1年前までに前項の協定の解除を甲に申し出るものとする。

(暴力団排除に係る解除)

第28条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 法人の代表者又は役員(以下「役員等」という。)が、「暴力団(広陵町暴力団排除条例(平成23年12月広陵町条例第8号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員等をいう。)、暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。))であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が、自法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本園の運営に係る契約等に当たって、その相手方が暴力団又は暴力団員等であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本園の運営に係る契約等に当たって、暴力団又は暴力団員等をその相手方としていた場合において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 本園の運営に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届けなかったとき。

第6章 検査及び違反の措置等

(検査等)

第29条 甲は、本園の運営を適切にさせるために必要があると認めるときは、認定こども園法第34条第7項の規定に基づき、乙若しくは本園園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又は甲の職員に関係者に対して質問させ、若しくは本園に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(協定に違反した場合の措置)

第30条 甲は、乙が正当な理由なく本協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、認定こども園法第34条第10項の規定により勧告を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により勧告を受けた乙が当該勧告に従わないときは、認定こども園法第34条第11項の規定により指定を取り消し、本協定を解除することができる。

3 乙は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、本園について、認定こども園法第17条第1項の規定による廃止の認可を申請しなければならない。

4 乙は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前1月以内に本園で教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以降においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、甲及び他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(損害賠償)

第31条 本園の管理及び運営業務を行うに当たり、乙に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙により解決するものとする。

2 本園の管理及び運営業務を行うに当たり、乙が第三者に及ぼした損害は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の負担においてその賠償を行うものとする。

3 乙は、本協定の項目を履行しないために甲に損害を与えたとき、又は甲により本協定を解除された場合は、その損害を賠償しなければならない。

第7章 その他認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(公私連携法人の指定等)

第32条 乙は、本協定の締結後、甲に公私連携法人の指定の申請を行うものとする。

2 甲は、前項の申請を審査した上で、乙を公私連携法人として指定するものとする。

3 乙は、認定こども園を設置するときは、甲を通じ、奈良県知事に設置を届け出るものとする。

4 前項の申請及び届出の日は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(保険)

第33条 乙は、本園の管理及び運營業務を行うに当たり、乙の負担において必要な保険に加入するものとする。

(裁判管轄)

第34条 本協定に関する訴えについては、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第35条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
	名称	広陵町
	代表者氏名	広陵町長 山村吉由

乙	所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字百済字湊口1779番地3
	名称	社会福祉法人広陵福社会
	代表者氏名	理事長 畠山惠俊

